

令和3年(2021年)10月8日

小規模多機能型居宅介護事業所  
看護小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

姫路市監査指導課

小規模多機能型居宅介護事業所等における通院等同行介助について（通知）

日頃は、本市の介護保険事業の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。  
小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下、「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が訪問サービスの一環として提供する通院等同行介助について、姫路市における取扱いを下記のとおりとします。

#### 記

##### <取扱い>

小規模多機能型居宅介護事業所等が訪問サービスの一環として提供する通院等同行介助において、当該事業所の車両を用いて移送する場合は、訪問介護事業所が実施する通院等乗降介助の取扱いと同様、「介護輸送に係る法的取扱いについて（平成18年9月 国土交通省自動車交通局旅客課、厚生労働省老健局振興課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）」で示す取扱いを準用し、以下のとおりとする。

- ①小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者が行う通院等同行介助を、当該事業所の車両を用いて移送する場合は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条又は第43条の事業許可（一般又は特定）によることを原則とする。
- ②NPO法人その他道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第48条に定める法人等は、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第79条に基づく登録を受けることができる。
- ③小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合には、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けることができる。
- ④訪問サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録

を求めることとし、小規模多機能型居宅介護事業所等がこれらを受けずに運送を行った場合、当該時間については、介護保険サービスの対象としない（訪問サービスとしても含めない）ものとし、当該業務に従事した従業者の勤務時間は、介護保険サービスの勤務時間に含めないものとする。

<適用日>

令和4年3月1日（※適用日以前に届出をしても、問題ありません。）

<必要となる手続き>

①道路運送法に定める「一般乗用旅客自動車運送事業」等の免許又は許可

（申請先）近畿運輸局（TEL:06-6949-6446）及び

神戸運輸監理部兵庫陸運部（TEL:078-453-1104）

②「通院等のための乗車・降車の介助」を行おうとする小規模多機能型居宅介護事業所等に対する市町村意見書の交付願

（申請先）姫路市介護保険課（TEL:079-221-2923）

（申請書類） 市町村意見書の交付願

一般乗用旅客自動車運送事業許可書又は特定旅客自動車運送事業許可書

自家用自動車の有償運送の許可書

（無い場合は運転予定者の第二種運転免許証の写し）

運賃及び料金の認可書

使用する自動車車検証

使用する自動車の損保保険証

小規模多機能型居宅介護計画書又は看護小規模多機能型居宅介護計画書（この意見書の交付願を提出する月の前2か月の利用者全員分）

サービス提供票（この意見書の交付願を提出する月の前2か月の利用者全員分）

運営規程

③変更届出書の提出

（提出先）姫路市監査指導課（TEL:079-221-2490）

（提出書類） 変更届出書（様式第6号）

- 市町村意見書（②で交付を受けたもの）
- 車両の写真
- 「通院等のための乗車又は降車の介助」の算定に係るサービス提供体制等について（別紙19）
- 事業用自動車の運行管理等の体制（①で提出したもの）
- 勤務形態一覧表（添付書類1）
- 運営規程（新旧対照表）（添付書類22）

<問い合わせ先>

姫路市健康福祉局監査指導課事業所指定担当

電話番号 : 079-221-2490

FAX番号 : 079-221-2487

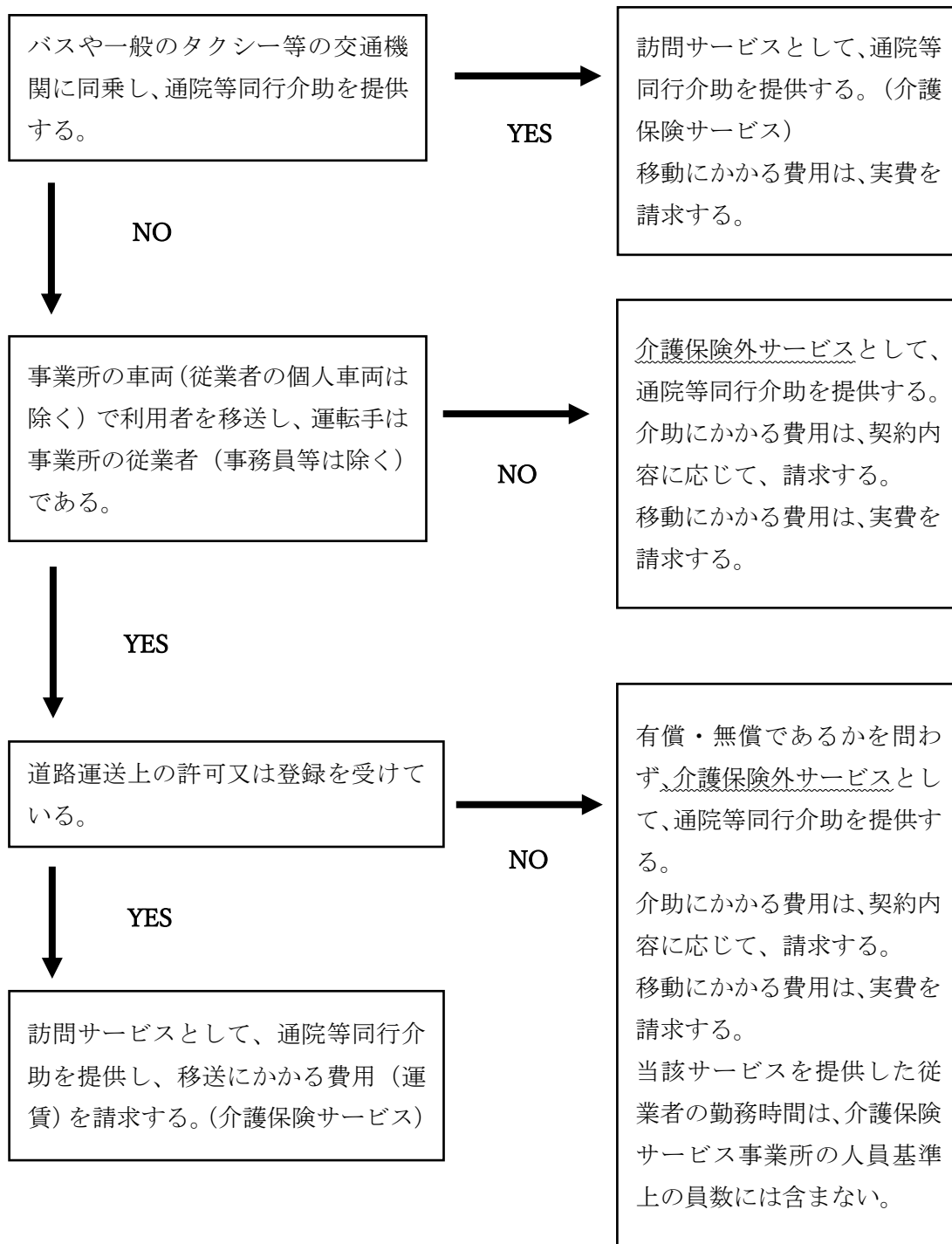
E-Mail : [kaigo-kansashido@city.himeji.lg.jp](mailto:kaigo-kansashido@city.himeji.lg.jp)

■小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通院同行介助について

問1 小規模多機能型居宅介護事業所等が訪問サービスの一環で、通院等同行介助を行うことは可能か。

(答)

可能です。条件に応じて、取扱いが異なるため、以下を参照してください。



問2 通院等同行介助を提供するにあたって、通院のほか、どのようなものが提供可能か。

(答)

日常生活上・社会生活上必要な行為に該当するものです。

(例)・対象となる行為 (真に必要と認められるもの)

通院、日常生活に必要な買い物、預金の引き下ろし、選挙等

・対象とならない行為

仕事、趣味や嗜好のための利用 (習い事、ドライブ、旅行等)、

理美容、冠婚葬祭、日用品以外の買い物等

問3 移送にかかる費用 (運賃) はどのように請求すればよいか。

(答)

料金設定は、時間制運賃又は距離制運賃のどちらかを採用し、実際に提供したサービスに応じて、請求してください。

(例) 時間制運賃 …… 30分あたり 1,000円

距離制運賃 …… 1キロメートルあたり 500円 等

なお、両方の料金設定を採用し、料金が高い方又は安い方を、その都度選択し、請求するということは、公正・公平性の観点から認められませんので、必ずどちらか一方を採用し、運営規程に記載し、重要事項説明書等を用いて、利用者に説明し、同意を得てください。

問4 時間制運賃又は距離制運賃を採用したとして、1時間までは無料や3キロまでは無料とすることはできるか。

(答)

料金が発生する人と発生しない人との間で、不合理な差が生じるため、公正・公平性の観点から、認められません。料金を一部でも無償とした場合、介護保険外サービスとみなします。

問5 通院等同行介助を提供する場合は、個別サービス計画に位置づける必要があるか。それは、介護保険外サービスであっても同様か。

(答)

小規模多機能型居宅介護事業所等が、通院等同行介助を提供する場合、当該サービスが、介護保険サービスか介護保険外サービスかに関わらず、個別サービス計画に位置づけてください。

問6 通院等同行介助を介護保険外サービスとして提供する場合、移送にかかった時間だけを、介護保険サービス事業所に必要とされる人員基準上の員数から除けばよいのか。車両に乗せるまでに行ったサービスは含めてよいのか。

(答)

介護保険外サービスとして通院等同行介助を提供する場合、当該通院等同行介助を提供している一連のサービス内容及び時間（利用者宅へ向かっている時間、利用者宅へ送っている時間、車両に乗せるまでにかかった時間等）は、すべて介護保険外サービスとなるため、介護保険サービス事業所の人員基準上の員数に含むことはできません。

問7 通院等同行介助を提供する際に、利用者家族を同乗させてもよいか。

(答)

介護保険サービスとして通院等同行介助を提供する場合は、利用者家族を同乗させることはできません。同乗させた場合、介護保険外サービスとみなします。介護保険外サービスとして通院等同行介助を提供する場合については、契約内容に応じて、適切に対応してください。

令和3年10月19日追記

問8 無償運送を行う場合において、対価を受け取らないとされている範囲はどこまでか。

(答)

無償運送を行う場合、燃料代・道路通行料・駐車代については、収受可能とされています。それ以外のものを受け取る場合には有償となります。